

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第 23 条の 6 の規定による 設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

福井県知事 殿

報告の日です。

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 福井県知事登録 第 一 号

事務所名称

一級・二級・木造
どれかの記入

所在地

電話

建築士事務所の開設者氏名又は名称

法人の場合は、法人名・
役職・氏名の記入

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 令和 年 月 日 から

事業終了年月日 令和 年 月 日 まで
（決 算 日）

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

東京都 共同住宅 鉄筋コンクリート造
五階建延 700 m² 設計及び
工事監理 R2. 2. 1
R2. 10. 3

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福井県	工場	鉄骨平屋建て 延べ 2,008 m ²	設計・監理	R2. 2. 1 ~ R2. 12. 1
福井県	店舗併用住宅	鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ 500 m ²	設計	R2. 4. 1 ~ R2. 10. 31
福井県	住宅	木造 2 階建て 延べ 400 m ²	設計・監理	R2. 3. 1 ~ R2. 8. 31
建築士法第 18 条に該当する業務を記入して ください。(設計及び工事監理) 建築士法第 21 条に該当する業務については 任意です。(その他の業務) ※建築工事などの施工は建築士法の業務には 該当しません。				
該当する業務がなかった 場合は、【該当なし】 と記入してください。				

(第三面)

所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別及び管理 建築士である 場合にあつて は、その旨	登録番号	登録を受け た都道府県 （二級建築 士又は木 造建築士 の場合）	建築士法第 22条の2第 3号から第 3号までに 定める講習 のうち直近 のものを受 けた年月日	構造設計一 級建築士又 は設備設計 一級建築士 である場合 には、その旨	構造設計一 級建築士又 は設備設計 一級建築士 である場合 には、その旨	建築士法第 22条の2第 4号及び第 5号に定める 講習のうち 直近のもの を受けた年月 日
福井太郎	一級建築士 (管理建築士)	999999	福井県	所属建築士対象 の【定期講習】 のこと		構造/設備設計 一級建築士定期 講習のこと	
越前花子	一級建築士	888888					
若狭 緑	二級建築士	11111					
				この欄の記載は、構造/設備 設計一級建築士講習を修了 し、登録した一級建築士のみ が対象となります。二級・木 造建築士事務所の場合は通常 記載することはありません。			
計				一級建築士	2	名	
				二級建築士	1	名	
				木造建築士		名	
				構造設計一級建築士		名	
				設備設計一級建築士		名	

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限り、直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

国土 太郎	東京都	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m ²	設計及び 工事監理	2007. 2. 1 2007. 10. 3
-------	-----	------	--------------------------------------	--------------	---------------------------

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福井 太郎	福井県	工場	鉄骨平屋建て 延べ 2,008 m ²	設計・監理	R2.2.1 ~ R2.12.1
越前 花子	福井県	店舗併用住宅	鉄筋コンクリート造 2 階 建て 延べ 500 m ²	設計	R2.4.1 ~ R2.10.31
奥越 登 R2.9.20 退職	福井県	住宅	木造 2 階建て 延べ 400 m ²	設計・監理	R2.3.1 ~ R2.8.31

年度途中で退職し、第三面の所属建築士名簿に記載されていない建築士についても実績があれば記入してください。この場合、退職年月日を記入してください。

該当する業務がなかった場合は、【該当なし】と記入してください。

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
福井 太郎	委託契約の締結にあたっては履行期間に余裕を持たせるよう助言した。	R2.8.10
	開設者と管理建築士が異なる場合に作成してください。意見が述べられなかった場合は【該当なし】等の記載をしてください。 【建築士法第24条第3項】 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。	